

令和7年第7回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月14日（月）午前9：00～

2. 開催場所 議会委員会室

3. 出席委員（14人）

会長	1番 宮永 誠
副会長	2番 清 清弘
	3番 福山 宣太
	4番 田中 秀樹
	5番 義山 太志
	6番 藤島 正廣
	7番 平山 純一郎
	8番 富本 太地
	9番 横山 哲博
	10番 實 穂二
	11番 政岡 廣子
	12番 柿山 あゆみ
	13番 中 佐奈枝
	14番 谷村 里香

推進委員（4名）

1番 琉 将士
2番 幸山 真悟
3番
4番 實村 秀樹
5番
6番 重 翔太

4. 欠席委員なし

欠席推進委員 4番 常 隆造 5番 東 翼

5. 議事日程

日程第1 議事録署名人の選出

日程第2 議案第1号 農地法第3条許可申請について（9件）

日程第3 議案第2号 農地法第5条許可申請について (2件)

日程第4 議案第3号 現況証明願について (1件)

日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業 (3件)
農地中間管理事業について

その他

会議の概要

事務局 定刻になりましたので、令和7年度第7回農業委員会総会を開催いたします。初めに会長の方からご挨拶をお願いします。

会長 皆さんおはようございます。ようやく雨もちゃんと降ってくるような感じでホッとしているところです。今月の末には何年ぶりの視察研修も予定されておりますので、また今日も農地パトロール等ございますが、常日頃パトロールしていると思いますが、遊休農地の解消に繋げて行けたらなあと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。それでは本日も皆様方のご審議で会を進められますようによろしくお願ひいたします。

局長 ありがとうございます。本日は全農業委員の皆さん、また推進委員が4名出席をいただいています。それでは本会、会議規則によりまして宮永会長の方で議事の進行をお願いします。

議長 それでは早速議事にはいりたいと思います。まず日程第1、議事録署名人及び会議の書記の指名を行います。伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 それでは議事録署名人は2番委員、9番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の大西氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

それでは日程第2、議案第1号 農地法第3条許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条許可申請は一議案9件です。議案第1号について受付番号43号から51号は所有権移転に関する件です。受付番号43号については譲受人は面縄在住で譲渡人も面縄在住です。申請農地は大字佐弁の畠で面積が127m²となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。

次に受付番号44号、45号は一括でご説明します。受付番号44号、45号について譲受人は目手久在住で譲渡人も目手久在住です。申請農地は大字目手久の畠で面積は2,385m²となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号50号について譲受人は検福在住で譲渡人は伊仙在住です。申請農地は大字古里、大字検福、大字伊仙の畠で面積は12,921m²となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号51号については譲受人は伊仙在住で譲渡人も伊仙在住です。申請農地は大字伊仙の畠で面積が1,570m²となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号48号について、譲受人は伊仙在住で譲渡人も伊仙在住です。申請農地は大字伊仙の畠で面積が1,214m²となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号46号については譲受人は伊仙在住で譲渡人は犬田布在住です。申請農地は大字伊仙、大字阿三の畠で面積は7,062m²となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号49号について、譲受人は伊仙在住で譲渡人も伊仙在住です。申請農地は大字伊仙、大字阿三の畠で面積は10,251m²となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号47号について譲受人は崎原在住で譲渡人は名古屋市在住です。先ほど委員からちょっと説明があり、大字八重竿の地番3つについては山になっておりまして、場所が不確知であるため今回保留とさせていただきます。残りの大字崎原、大字小島について面積がおよそ6反です。申請事由といたしましては経営拡張です。先ほどの修正案を含めて受付番号43号から51号は別添えの調査書の通り農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、只今の説明に関連して受付番号43号を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

8 番 農地法第3条許可申請43号についてご説明いたします。先日11番委員、2番推進委員と調査した結果、何も問題は無いと思います。現況といたしましては何も植えられてない状況ですけど、荒れてもなくそのままの、何もしていない状態です。

11番 農地法第3条許可申請43号につきましては、只今、8番委員のご説明の通りでございます。皆様方のご審議、よろしくお願ひします。

議長 これより受付番号43号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号43号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号43号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号44、45号は担当委員が同一ですので一括して現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5 番 農地法第3条許可申請44、45号について説明いたします。先日、8番委員と2番推進委員と調査した結果、何の問題もないと思います。皆様のご審議よろしくお願いいいたします。上の44号はローズ畑です。44号はローズとサトウキビ。以上です。

8 番 5番委員のご説明の通りです。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 これより受付番号44、45号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号44、45号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号44、45号は原案の通り決定しました。次に受付番号50号、51号は担当委員が同一のため一括して現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2番 農地法第3条許可申請について、受付番号50、51号についてご説明いたします。先日、6番委員、1番推進委員と一緒に調査した結果何ら問題ないと思われます。現状といたしましては、50号の一番上はパパイヤ、それ以外はサトウキビとなっています。51号はキビになっています。皆様のご審議をよろしくお願いします。

6番 50号、51号については、只今、2番委員からの説明の通りです。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 これより受付番号50号、51号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号50号、51号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号50号、51号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号48号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7番 農地法第3条許可申請48号についてご説明いたします。先日9番委員、4番推進委員と調査した結果、農地法第3条第2項各号に抵触しませんので皆さま方のご審議をよろしくお願ひいたします。なお現状としてはジャガイモ収穫後でした。

9番 ただいま7番委員のご説明の通りです。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長 これより受付番号48号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号48号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

【全員举手】

議長 全員賛成ですので受付番号48号は原案の通り決定いたしました。次の議案46号担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7番 農地法第3条許可申請46号についてご説明いたします。先日3番委員、4番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条第2項各号に抵触しませんので皆さま方のご審議をよろしくお願いします。なお現状としては一番下の畑が果樹園を予定してるそうです。そして後残りの8筆はサトウキビを植えてありました。

3番 46号につきましては只今7番委員のご説明の通りです。皆様方のご審議をよろしくお願いします。

議長 これより受付番号46号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号46号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

【全員举手】

議長 全員賛成ですので受付番号46号は原案の通り決定いたしました。それでは受付番号49号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

4番 49号についてご説明いたします。3番委員、4番推進委員と調査した結果、何ら問題ありませんでした。全てサトウキビでございます。以上です。

3 番 49号につきましては只今の4番委員のご説明の通りです。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 これより受付番号49号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号49号について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号49号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号47号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番 農地法第3条許可申請47号についてご説明いたします。先日10番委員と5番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条第2項各号に抵触しませんので皆さま方のご審議をよろしくお願ひします。なお現況といたしまして、崎原はきれいに耕して草を植える準備をしてました。小島はサトウキビが植えられてました。以上です。

10番 只今の説明の通りでございます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 これより受付番号47号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号47号について、修正案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号47号は修正案の通り決定いたしました。これで日程第2 議案第1号 農地法第3条許可申請についてを終了します。次に日程第3 議案第2号 農地法第5条許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条許可申請について1議案2件です。議案第2号について受付番号3号、4号については、お手元の資料の通り賃貸住宅の建築です。農地区分といましましては周辺に住宅や公共施設が連たんしていることから第3種農地の市街地区域内農地に該当すると思われるので問題ないかと思われます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは只今の説明に関して受付番号3号、4号について担当委員が同一ですので現地調査の結果並びに補足説明を一括でお願いいたします。

7番 農地法第5条許可申請3号、4号についてご説明いたします。先日9番委員、4番推進委員と共に調査した結果、何の問題もなく申請書の通りでございます。なお現状としましては3号、4号ともに更地にしてありました。

9番 3号、4号について、7番委員の説明の通りです。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 これより受付番号3号、4号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号3号、4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号3号、4号は原案の通り決定いたしました。これで日程第3 議案第2号 農地法第5条許可申請についてを終了します。次に日程第4 議案第3号 現況証明願についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の現況証明願について 1 議案 1 件です。議案第 3 号 受付番号 3 号についてお手元の資料の通り、畠から宅地への地目変更です。こちらは、もうだいぶ前になるんですけど、平成 19 年 8 月 24 日付けで県の方から 5 条許可が下りていきましたが、当本人が登記を完了していなかったため、また許可証を紛失していたと言うことから、今回、現況証明願で登記を変える方法で進めるという形で申請されたものです。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 只今の説明に関連して受付番号 3 号を、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11 番 現況証明願第 3 号につきまして、先日 1 番委員と 2 番推進委員と調査いたしました結果、先ほどの事務局のご説明の通りでございます。何ら問題は無いかと思われますのでよろしくお願ひいたします。

1 番 現況証明願第 3 号については、只今 11 番委員のご説明の通りでございますので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 受付番号 3 号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号 3 号は申請書の通り決定いたしました。これで日程第 4 議案第 3 号 現況証明願についてを終了します。次の日程第 5 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進事業 農地中間管理事業についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進事業 農地中間管理事業については 1 議案 3 件です。議案第 4 号 受付番号 15 号から 17 号については、お手元の資料の通り使用貸借での契約になります。8 月 1 日付からの契約開始のものになります。以上で議案の朗読と説明を終わります。

1 番 受付番号17号、16号については担当委員が私なので、私の方から説明をいたします。農業経営基盤強化促進事業 農地中間管理事業17号、16号について、先日11番委員と2番推進委員と共に調査した結果、申請書の通り何ら問題はございませんので、皆様のご審議をよろしくお願いいいたします。なお、現況としては、17号については全筆キビが植え付けられております。16号につきましては2筆とも牧草となっております。この17、16号の全筆、畑総事業でしっかりと整備された畠になっておりますので、境界もしっかりとしておりますので何ら問題ございません。

11番 農業経営基盤強化促進事業 農地中間管理事業17号、16号にきましては、只今1番委員のご説明の通りでございます。皆様方のご審議をよろしくお願いいいたします。

議長 これより受付番号17号、16号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号17、16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号17、16号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号15号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。

7 番 農業経営基盤強化促進事業 農地中間管理事業15号について説明いたします。先日、9番委員、4番推進委員と共に調査した結果、何の問題もなく申請書の通りでございます。皆様のご審議をよろしくお願いいいたします。なお、現状としてはサトウキビが植え付けてありました。

9 番 15号については7番委員のご説明の通りです。皆様のご審議をよろしくお願いいいたします。

議長 これより受付番号15号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号15号は原案の通り決定いたしました。これで日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業 農地中間管理事業についてを終了します。これで議事は全て終了しました。その他に入りますが、皆様方から何かございませんか。よろしいですか。それではこれで総会を終了します。お疲れ様でした。